

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 7 月 15 日

岡山県美作県民局長 東 寛
岡山県備中県民局長 小寺 恵子

1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

「森の芸術祭 晴れの国・岡山」2027 をフックとした県北グルメマップ作成等事業

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

岡山県美作県民局長及び岡山県備中県民局長が指定する場所

(5) 委託金額（見積上限額）

9, 515, 000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下「技術提案参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1) 「入札参加資格者名簿」に登載されている者であること。

(2) 「入札参加資格者名簿」の業務種目「大分類 5 企画・製作」の中の「小分類 7 デザイン企画」及び「大分類 8 情報・通信サービス」の中の「小分類 1 コンテンツ作成」に登録した業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加資格除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下（7）において同じ。）。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 担当部局

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課
〒708-8506 津山市山下53
電 話：(0868) 23-1259（直通）
FAX：(0868) 23-1270

岡山県備中県民局地域政策部地域づくり推進課
〒710-8530 倉敷市羽島1083
電 話：(086) 434-7006
FAX：(086) 426-9305

4 契約条項を示す場所

上記3に同じ

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月24日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山県美作県民局地域政策部ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1046950.html>

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出方法

ア 提出書類

技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 提出期限

令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時（必着）

ウ 提出方法

技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）を持参、郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）または電子メールで送信すること。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。また、電子メールによる場合は、添付するファイル形式は PDF のみとし、送信後には、電話にて着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

エ 提出場所

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課

Mail: mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

（3）技術提案参加資格要件の審査等

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者については 2 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知するものとし、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和 8 年 8 月 3 日（月）までに、下記（4）ウの宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

ウ 技術提案参加資格要件不適合の理由の通知

技術提案参加資格要件不適合の理由の説明を求める書面を提出した者については、令和 8 年 8 月 6 日（木）までに理由を回答する。

（4）仕様書に対する質問の受付

ア 受付期限

令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時（必着）

イ 質問方法

仕様書に対する質問・回答書（様式第 2 号）を電子メールで送信すること。その際、添付するファイル形式は PDF のみとする。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 提出場所

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課

Mail: mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案

に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

オ 技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月3日（月）午後1時（必着）

(2) 提出場所（美作県民局及び備中県民局それぞれに提出すること）

4の契約条項を示す場所に同じ

(3) 提出書類

ア 提案書

企画提案を求める業務についての技術提案書として、次の事項を記載した書面を提出すること。（様式任意、A4サイズ）

- ・業務の具体的な内容及び実施方法
- ・業務の実施体制
- ・実施スケジュール案
- ・本業務と同種又は類似の業務実績（過去5年間。実物がない場合には、確認できるデータ等）

イ 見積書

項目別に算出内訳等を明記した見積書を提出すること。（様式任意、A4サイズ）

見積書には会社名、代表者の役職・氏名、担当者名、連絡先を明記し、美作県民局及び備中県民局それぞれで算出し、提出すること。なお、各県民局の委託限度額は、グルメマップへ掲載する各県民局管内の飲食店舗数に応じ、以下の通りとする。併せて、美作県民局及び備中県民局の見積額を合算した全体の見積書も提出すること。

A 美作県民局 6,344,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

B 備中県民局 3,171,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

(5) 提出部数

5部（見積書は正本1部のほか写し4部）

(6) 提案書の説明

企画提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

ア 日時

令和8年8月6日（木）10時30分開始（予定）

イ 場所

岡山県津山市山下5-3 美作県民局会議室

※日時・場所の詳細は、企画提案参加者に別途連絡する。

7 受託予定者の決定方法

(1) 審査方法

委託業務内容に係る提案書、見積書及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により、別途設置する審査委員会で審査の上、総合点が最も高い技術提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、本業務とは別に、本業務の目的達成に有効な事業を提案者が独自に計画している場合は加点の対象とする。

(2) 審査結果の通知

審査後、書面により通知するとともに、岡山県ホームページにて公表する。

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

委託事業者の決定後、採用された技術提案を基本として、当該受託予定事業者と県が協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

(4) 受託予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので、注意すること。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5（2）イの期限までに技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 提案書が、上記6（1）の提出期限を越えて提出されたとき。

(3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。

(4) 見積書が、上記1（5）及び6（3）イの条件を満たさないとき。

(5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。

(6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 その他

- (1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (2) 技術提案に係る費用は、すべて提案参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、受託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (4) 提案参加者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- (7) 審査経過については公表しない。